

□ 中国市場からの撤退

(質問)

当社は10年ほど前から中国で日用雑貨の生産販売を行っていますが、最近の中国経済の変調や中国市場での競争激化に加え、円安で日本への輸入価格の上昇と輸入量の減少等により採算が悪化し赤字基調となっています。中長期的にも改善が見込めないことから、中国生産を取止め撤退を検討しています。撤退に際し労働争議を回避すると共に投下資本を出来るだけ回収したいのですが、留意すべき点をご教授ください。

(回答)

中国での事業清算は進出時と比べてとても複雑で労力を要し、投下資本の回収は非常に困難であることを予め覚悟して臨む必要があります。撤退の意思決定は早ければ早いほど選択肢が広がります。

まずは事業譲渡の可能性を検討 次に事業清算

持分譲渡であれば、その対価は現地法人側でなく日本の投資元の親会社(御社)に入金されるので、迅速に撤退出来ます。しかし近年日系企業への持分譲渡は引受先が稀有なため実現性は乏しいでしょう。一方、中国内資企業への売却は日本からの外資が内資に変更となるため、監督政庁の管轄下で清算手続きと同様の手続きとなり、容易ではなく長期化が懸念されます。

会社の合併や分割譲渡

別の企業に会社を吸収させて、経営権を完全に譲渡する方法ですが、この事業に収益性があり余程魅力的でない限り、合併先を見付けるのは難しい状況です。

事業清算に向けての準備

最終的に事業清算や破産を視野に準備することになりますが、事業停止に向けて取引先への説明、取引先との契約残製品の作り貯めによる在庫投資の拡大、撤退資金の準備、従業員のリストラや整理の準備を粛々と行わなければなりません。

事業停止の方法

事業停止には、主に従業員への説明と取引先への説明が必要ですが、取引先への告知により従業員に情報が漏れ、労働争議が起き業務が急停止して、損害賠償や違約金が発生することがあります。中国では労働争議が珍しくないため、事業停止の方法には慎重に検討が必要です。

撤退資金の準備

経済補償金や取引停止による違約金、債務免除益課税、追徴、撤退に伴い発生する偶発債務、清算期間中の運営費用など、清算完了までに要する撤退コストを考慮

し、事前に必要資金を準備しておく必要があります。債務の弁済ができない場合や債務超過の場合には、中国では清算の手続きに入ることができません。

清算手続中に資金が不足すると破産手続に移行することになりますが、外資企業には破産が認められないケースも多いため、手続きを進めることが出来なくなる所謂「デッドロック」の状態に陥る懸念があります。

従業員整理の準備

従業員整理には、協力者の選定や発表のタイミングなどを事前に検討しておくことが重要です。労働争議により業務停止となった場合、撤退コストが増加し、撤退が長期化する要因となります。

労働者の解雇

中国における労働者の解雇は、法的規定と手続きを遵守することが重要です。中国の労働契約法により解雇には3種類あり、1) 普通解雇: 労働者に30日前までに通知し、経済補償金を支払う、2) 即時解雇: 労働者に不正行為等があり通知なしで労働契約を終了する、3) 整理解雇: 20人以上または労働者総数の10%以上を削減する。整理解雇の場合、労働行政管理部門に報告し経済補償金を支払う必要があります。本件では、整理解雇を念頭に準備することになりましょう。

固定資産の売却

最後に土地・建物・設備の売却を行い、清算手続きを完了しますが、通常土地・建物の売却には多大な税金(増値税と土地増値税)が掛かり、各監督政庁との折衝に長い期間を要します。撤退手続きが一貫したものでないことによる煩雑さが取り沙汰されています。

中国での会社清算の実情

最終的に中国での事業を終了し、事業会社を清算することとなります。理論的には、清算配当金を日本に送金することで、投資資本を回収できますが、種々障害が多く難しいのが実情のようです。